

## 令和7・8年度 登別市物品購入等に係る競争入札等 (小規模修繕を含む) 参加資格審査申請について

令和7・8年度に登別市が発注する物品購入等〔物品の購入・売り払い、修繕(30万円未満の小規模修繕を含む)、印刷、製造、委託(測量、設計等を除く)、リース等〕契約に係る競争入札等に参加を希望する方は、次の要領により申請書を提出してください。

なお、建物などの小規模修繕については、建設業の許可を受けていない等の理由により、建設工事の競争入札参加資格審査申請をすることができない方であっても申請が可能です。

### 1 入札参加資格審査申請をできない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査申請をすることができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 登別市税、消費税・地方消費税を滞納している者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する暴力団等の構成員を、役員(個人又は代表者)並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者

### 2 参加資格要件

その事業の営業に関し、許可登録等が必要な業種については、当該許可登録等を受けた者であること。

### 3 資格の有効期間

令和7年度から令和8年度の2年間(令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)。

### 4 受付期間・申請方法

- (1) 期 間 令和6年12月20日(金曜日)から令和7年2月20日(木曜日) 必着
- (2) 申請方法 郵送  
ただし、市内事業者(支店又は営業所での登録を含む)に限り、持参を認めますが、申請書類等は受取のみとなります。  
持参する場合は期間内の9時30分から17時00分まで(土曜日、日曜日、祝日及び令和6年12月30日から令和7年1月3日を除く)
- (3) 郵 送 先 〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地  
登別市役所 総務部契約・管財グループ(本庁舎3階)
- (4) 随時登録 (1)の期間外の申請については随時登録の扱いとし、令和7年4月以降の登録となります。

## 5 申請書類様式と提出方法

- (1) 申請書類一覧を参照し、必要な書類を作成又は用意してください。なお、○は全員が必須の書類で、△は任意提出の書類です。
- (2) 申請書類は登別市の指定する様式とします。なお、申請書類は市ホームページからダウンロードできますが、印刷したものを令和7年12月13日より契約・管財グループ、各支所に配置します。また、郵送で請求する場合は、返信用封筒（角2封筒に270円分（1セット分）の切手貼付）を送付してください。
- (3) 書類はクリアファイルに入れて提出してください。フラットファイル等に綴じ込まないでください。

## 6 注意事項

- (1) 修正液・修正テープによる申請書類の訂正は認めません。
- (2) 申請後、競争入札等参加資格審査申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに変更届（市指定様式）及び必要な添付書類を提出してください。
- (3) 入札参加資格業者としての登録は、登録期間中の指名・発注を確約するものではありません。
- (4) 申請書類に不備があった場合は、市から連絡します。不備を指摘してから1か月が経過しても申請書類が整わなかった場合は、申請を不受理扱いとします。
- (5) 押印は、経営事項調書の使用印鑑届欄のみ必要で、それ以外は不要です。

## 7 問い合わせ先

申請書類の記載方法についてのお問い合わせの前には、「よくある質問」を必ず御確認いただき、解決できない場合にはお問い合わせください。

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

登別市役所 総務部契約・管財グループ（本庁舎3階）

TEL 0143-85-1184（直通）

メール keiyaku@city.noboribetsu.lg.jp

## 8 申請書類一覧

次ページを参照してください。

## 申請書類一覧

書類作成の際は、この一覧及び記載例を必ず参照してください。

書類 番号	提出書類	添付要○印		書類の説明 【市】…市の指定様式（記載例を参照すること）
		法人	個人	
1	競争入札等参加資格審査申請書	○	○	【市】必要事項の記載をしてください。
2	経営事項調書	○	○	【市】必要事項の記載をしてください。
3	代表者身分証明書（個人事業主のみ、市町村発行のもの） 【原本】		○	申請時3か月以内のものを提出してください。本籍地の市区町村に発行を依頼してください。
4	登記事項証明書（法人のみ） 【写し可】	○		申請時3か月以内のものを提出してください。法務局に発行を依頼してください。
5	許可・登録証明書 【写し可】	○	○	経営事項調書の「許認可の名称」に記載したものがあれば、最新の許可・登録証明書の写しを提出してください。
6	登別市税の納税証明書 【原本】	○	○	令和6年9月1日以降に証明を受けたものを提出してください。 (登別市税が課税されていない場合は不要です)
7	消費税及び地方消費税分の納税証明書 【写し可】	○	○	所管の税務署が発行する納税証明書（その3、その3の2、その3の3）のいずれかを提出してください。 (市内業者・市外業者のいずれも必要です)
8	委任状（法人で本社（店）以外が登録する場合）	○		【市】必要事項の記載をしてください。
9	資本的関係等に関する調書	○	○	<u>【市】該当する資本的関係等がない場合も提出が必要</u> です。
10	営業証明書（個人事業主のみ）		○	申請時3か月以内のものを提出してください。 登別市に事業所がある個人事業主の場合は、観光経済部商工労政グループに発行を依頼してください。 その他の場合は、各市区町村に問い合わせください。
11	使用印鑑届（入札、見積、契約、対価の請求及び領収に使用するもの） ※「経営事項調書」内に押印	○	○	【市】「経営事項調書」内に押印してください。使用印は代表者印（実印）と異なってもかまいませんが、代表者本人を判別できる印（例 ○○社代表取締役之印）とします。
12	代理店又は特約店証明書 【写し可】	○	○	経営事項調書の「参加希望業種品目」欄に「代理店又は特約店」として記載したものがあれば、最新の代理店又は特約店証明書の写しを提出してください。

書類 番号	提出書類	添付要○印		書類の説明 【市】…市の指定様式（記載例を参照すること）
		法人	個人	
13	財務諸表又は確定申告書 【写し可】	○	○	直近の決算期のものを提出してください。
14	入札参加資格審査申請書受理 票（希望者のみ）	△	△	【市】受理票が必要な場合は作成してください。返信用封筒（住所宛名明記、切手貼付）が必要です。
15	誓約書	○	○	【市】必要事項の記載をしてください。委任登録する場合は本店の情報を記載してください。
16	市税等納付状況調査同意書	○	○	【市】必要事項の記載をしてください。委任登録する場合は本店の情報を記載してください。 <u>登別市に事業所がない場合も提出が必要です。</u> 入札参加業者選定時等必要に応じて調査を行う場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。
17	適格請求書発行事業者の登録通知書の写し	△	△	登録を受けている場合のみ提出が必要です。 <u>（登録を受けていない場合でも、申請は可能です）</u>